

○災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会大洲支部（以下「乙」という。）とは、大洲市内で災害による重大な被害が発生した場合又は発生の恐れがある場合（以下「緊急事態」という。）の支援を図るために、早急な生活復旧支援を行うこと（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、緊急事態に応急物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し支援活動を要請することができる。

2 要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、前条の要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに災害協力支援要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、措置をとった協会員は、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（支援活動の内容）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、次の各号に関し、協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

- (1) 避難所等に対する必要なLPガスボンベ等関係資機材の供給
- (2) 乙が所有する炊き出し用資機材の貸出し
- (3) LPガスボンベ等関係資機材の撤去、移転及び点検等の支援活動
- (4) その他甲が必要とする業務で、乙が可能な支援協力

（応急物資の運搬及び引き渡し）

第5条 応急物資の運搬及び引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの応急物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、応急物資の引渡し場所に職員を派遣し、応急物資の種類及び数量を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 第4条の規定により乙が提供した応急物資の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。ただし、貸出し資材は無償とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務の範囲を著しく超えると認められる場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、第6条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 乙は、この協定に係る災害時の連絡先及び担当者を担当者連絡先報告書（様式3）により協定締結後速やかに甲に報告するものとし、変更があった場合にも同様とする。

（地区別緊急体制実施要綱の作成）

第9条 乙は、この協定に基づく支援活動を行うために必要な細部の事項については、各地区別の緊急体制実施要綱を定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成21年 3 月 25 日

甲 愛媛県大洲市大洲 6 9 0 番地の 1
大洲市
市 長

乙 愛媛県大洲市若宮 5 0 1
社団法人愛媛県エルピーガス協会大洲支部
支部長

.....
様式 1 (第 2 条関係)

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

(協会員名)
(代表者)

様

大洲市長

災害時における応急対策業務の協力に関する協定第 2 条の規定に基づき、下記の通り要請します。
なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第 3 条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

- 1 要請内容
- 2 要請場所 大洲市 附近
- 3 要請する応急物資

要請予定期間	調達要請物資・数量等	引渡し希望場所
年 月 日から 年 月 日まで		

- 4 その他必要事項

(注) 調達要請物資数量は、避難所毎の数量とする。

様式2 (第3条関係)

措置状況報告書

年 月 日

大洲市長

様

(協会員名)
(代表者)

第 号により要請がありました件について、災害時における応急対策業務の協力に関する協定第3条の規定に基づき、当協会の措置の状況を下記の通り報告します。

記

- 1 措置状況内容
- 2 措置対応場所 大洲市 附近
- 3 調達可能な応急物資

調達可能期間	調達要請物資・数量等	引渡し場所
年 月 日から 年 月 日まで		

4 資機材の引渡し場所及び方法 (いずれかに○をつける)

- ①大洲市の引渡し希望場所まで当社が搬入
 - ②当協会が指定する場所で大洲市に引渡し
 - ③その他
- 運搬方法 (陸路・空路・海路)

5 その他必要事項

様式3 (第8条関係)

担当者連絡先報告書

年 月 日

大洲市長

様

(協会員名)
(代表者)

災害時における応急対策業務の協力に関する協定第8条の規定に基づき、緊急時における各地区担当者の連絡先を下記の通り報告します。

記

地区代表協会員	担当協会員	担当者	緊急連絡先・FAX等
			TEL FAX 携帯 E-mail

(注) 電話・FAX・携帯・E-mailについては緊急時に連絡使用するものとする。